

平成六年総理府令第二十五号

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第四条第一項及び第五項、第五条第九項、第九条第一項及び第三項、第十条第二項、第十一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十五条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(水道事業者の都道府県知事に対する要請)

法第四条第二項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を提出して行うものとする。

二 当該要請に係る水道原水の取水地点の位置

二 当該要請に係る取水地点における水道原水の水質に関する事項で次に掲げるもの

イ 特定項目に係る水道原水の汚染状態

ロ その他水道原水の水質について参考となるべき事項

三 当該要請に係る水道水の水質に関する事項

イ 法第二条第一項の政令で定める物質に係る水道水の汚染状態

ロ その他水道水の水質について参考となるべき事項

四 当該要請に係る水道事業者が、当該要請に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置の内容

五 当該要請に係る水道事業者が前号の措置すべき事項

六 当該要請に係る水道事業者が第四号の措置を講じた場合であっても、特定水道利水障害を防止することが困難であると認める理由

(都道府県知事による水道事業者の意見の聴取)

第三条 法第四条第五項の規定による意見の聴取は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第二号から第四号までに掲げる事項

二 意見の聴取に係る水道事業者が水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じた措置を講じた場合であっても特定水道利水障害を防止することが困難であるかどうか。

三 前号の措置を講じた場合であっても特定水道利水障害を防止することが困難であると認める場合には、その理由及び前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由

(普及啓発及び測定に関する報告)

第四条 法第五条第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 指定地域において行われる普及啓発対策の概要

二 特定項目に係る水質の測定の時期及び地点その他必要な事項

三 指定水域に係る水道水の法第二条第一項の特定排水基準及び構造等基準

(特定排水基準及び構造等基準)

法第九条第一項の特定排水基準は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分)ごとに定めるものとする。

二 前項の特定排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

三 法第九条第三項の構造等基準は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び污水だめの構造に関する事項

二 汚物だめ及び污水だめの使用並びにふん尿の管理に関する事項

三 指定水域の水質の保全に関する前二号と同等以上の効果を有する措置に関する事項

(排出水の汚染状態の測定等)

法第十条第二項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 排出水の汚染状態の測定は、特定項目ごとに前条第二項の環境大臣が定める方法により行うこと。

二 測定の結果は、様式第一による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

(届出書の提出部数)

第七条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第八条 法第十二条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統による届出書によつてしなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

法第十二条第一項の規定による届出は、様式による届出書によつてしなければならない。

法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

一 第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

二 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

三 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

四 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

五 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

六 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

七 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

八 法第十二条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めること。

ハ 汚水等の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに污水等の処理の方法

ニ 汚水等の集水及び污水等の処理施設までの導水の方法

ト 汚水等の処理施設による処理時間及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

ト 汚水等の処理施設による処理前及び処理後

ト 汚水等の処理施設による処理時間及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

3 う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用

様式第1（第6条関係）

水質測定記録表						調査出水の汚染状況
測定年月日 及び採取 名前	測定場所 (海抜 m)	測定実施日 と測定状況	監視者 名前	測定実施者 名前	監視者 名前	備考

様式第2
(第8条関係)

様式第3(第9条関係)

様式第4(第10条関係)

2) 公文書の記載に際しては、消滅によること、かつ、その限り、
図面、表等を利用するすること。
3) **②印の欄には、記載しないこと。**
3) 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、
日本産業規格 A-4 とすること。

様式第3（第9条関係）

特定施設等書面提出書		年月
選択基準		
選択基準 (合併)		提出書類
既存施設		既存施設を改修する場合に提出する 既存施設の現状に付いて、改修計画の内容
特定水道利水構造物の防止のための水道利水構造物の保全に關係する特別措置法第3項の規定により、特定施設の位置について、次のとおり届け出る。		
土地上設置物の現状		
工事等による変更		
未だ実施の予定		
未だ実施予定の現状		
地盤の水位や地下水位による内外浸食及び量		現状のとおり。
特殊施設等の使用に付いて、当該施設が被災する場合に、現状に於けるものに付する影響の大きさ		現状のとおり。
汚泥等の対処施設の位置に於ける内外浸食及び量		現状のとおり。
他の施設等の位置に於ける内外浸食及び量		現状のとおり。
●選択基準	●選択基準	●選択基準
●国考	●地理現況	●年月日

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、文等を利用すること。
2 ■印の欄には、記載しないこと。
3 展出席者及び別紙の用紙の大きさは、図面、文等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

圖 4 (第 10 條問題)

水道水資源管理施設使用届出書		年月日
選択的加算 （其員）	届出者	丸山太郎 氏 女性 45歳 〒100-0000 東京都千代田区永田町
特許水道水資源の防護のための水道水資源の健全な運営を実現する技術開発促進事業に係る選択的加算	選出理由	本選出理由について、次のとおり記載します。
■選出事業の名称	■選出事業の実施場所	
■選出事業の実施目的の構成	別紙のとおり。	
■選出事業実施方法の選択	別紙のとおり。	
■選出事業実施方法の使用の方法	別紙のとおり。	
■選出事業の実施方法	別紙のとおり。	
■選出事業の実施結果と汚染削減効果の評価	別紙のとおり。	
■選出事業による社会及び環境への影響	別紙のとおり。	
■選出事業の実施費用の内訳	別紙のとおり。	
■選出料	●選出料	年月日
■選出料	●選出料	年月日
備考 1 年月日付の選出理由については、別紙によることとし、かつてできる限り。		

前面、裏等を利用すること。
2 ●印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、前面、裏等やむを得ないものを除き、日本規格A4とすること。

様式第5（第10条関係）

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 ■印の欄には、記載しないこと。
3 局部仕様及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

様式第6（第11条関係）

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、
因面、表等を利用すること。
2 △印の欄には、記載しないこと。
3 变更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるもの
とすること。
4 届出書及び別紙の算式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、
日本規格JIS B 4000に準ずること。

樣式第7 削除

備考 1 ■用の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第13条関係）

第12号(総務)		水道本部設置地被用権付由出書		年 月 日
被用権者名	施主名	新田屋	高木又兵衛	西野町
(住所)	(住所)	延山屋	高木又兵衛	西野町
木造水道本部設置地の面積は上記のとおりで、特に木造水道本部設置地の面積のうち水道本部の水質・保全等に関する特権を設置権は15年を期するに於て、そのうちの15年間	●附 備 金	10,000	10,000	10,000
木造水道本部設置地の面積は上記のとおりで、特に木造水道本部設置地の面積のうち水道本部の水質・保全等に関する特権を設置権は15年を期するに於て、そのうちの15年間	●附 備 金	10,000	10,000	10,000
木造水道本部設置地の面積は上記のとおりで、特に木造水道本部設置地の面積のうち水道本部の水質・保全等に関する特権を設置権は15年を期するに於て、そのうちの15年間	●附 備 金	10,000	10,000	10,000
被用権の年月日	年 月 日			
被用権の土種	地			

備考 1 ●用の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

